

平成29年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成29年4月27日(木)

午後 1時17分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 金 平 嘉 則 君 教育長 吉 田 憲 司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	中 野 栄 治 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	村 中 博 隆 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正)
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)
議案第39号	旧沼田中学校解体工事の請負契約について
議案第40号	平成29年度沼田町一般会計補正予算について

---

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成29年第2回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大沼議員、4番、小峯議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

(専決処分の承認)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、承認第1号。専決処分の承認を求めることについて（町税の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年4月27日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成29年3月31日。町長名でございます。町税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明をいたします。平成29年3月31日付けで、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令他、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、4月1日より施行されました。それに伴い、

本町においても、町税条例の改正が必要となったため、今回、専決処分を行ったものであります。今回の改正点は、上場株式等に係る配当所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定出来る事を明確化する事とした他、別紙として配布いたしました町税条例の改正概要のとおりですので、ご参照ください。以上、条例の一部改正について説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）今の説明なんですけど、市町村長が課税方式を決定出来る事を明確化したという事をもうちょっと説明いただけますか。

○議長（渡邊敏昭議長）住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。ここで、出されております。申告なんですけど、2種類の申告があって、1つは、給与支払い報告書等のそれぞれ支払った方、またあの、年金なども支払者から出ている給与報告書に基づく書類と、もう1つは、確定申告、それぞれ町民の皆さんから出していただく確定申告、2種類出されたときに、これまでも確定申告のものを数値として課税しておりましたけども、それを明確に町長が確定申告の書類を使うということを明確に示したものであります。やり方としては、今までと変わりありませんが、その方法を明確に示したものであります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。承認第1号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認とすることに決しました。

### (専決処分の承認)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年4月27日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成29年3月31日。町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明をいたします。平成29年3月31日付けで、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令他、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されました。それに伴い、本町においても、国民健康保険税条例の改正が必要となったため、今回、専決処分を行ったものであります。今回の主な改正点は、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直し（国民健康保険税の減額）国保税条例第15条であります。保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額を26万5千円から27万円とし2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を48万円から49万円としたものであります。今回、低所得者の負担軽減を図るため、国保税の2割及び5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものであります。このことによりまして、それぞれ限度額が緩和され、軽減対象世帯が拡大されるものです。以上、提案理由のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）2割5割の軽減措置はいいことなんだけれども、これに対して、本町ではどの程度の世帯数がどういう風になってきますか。それわかってますか。

○議長（渡邊敏昭議長）住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。これ、平成29年度から、施行するものであります。その時の所得に応じて変わってくるので、すみません。持ち合わせて

おりません。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。承認第2号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認とすることに決しました。

---

### （一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第39号。旧沼田中学校解体工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第39号。旧沼田中学校解体工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。1 契約の目的、旧沼田中学校解体工事。2 契約の方法、地域限定型一般競争入札。3 契約金額、1億4,558万4千円。4 契約の相手方、沼田町字旭町15番地9、渡部建設株式会社、代表取締役、渡部稔。5 工事場所、沼田町南1条1丁目172-2。6 工期、契約の日から平成29年12月20日まで。平成29年4月27日提出。町長名でございます。次のページをお開き下さい。資料といたしまして、入札参加業者名を記載しておりますので、お目通し願います。本工事の概要について、説明いたします。校舎等解体、RC造鉄筋コンクリート造でございます。3階建て、延べ床面積4,141㎡、体育館等解体、鉄骨造2階建て、延べ床面積1,028㎡。その他は、地下オイルタンク、基礎杭の引き抜き493本を予定しております。なお、工期につきましては、12月20日となっておりますが、地域密着多機能型センター総合センターの開設を10月上旬に予定していることから、地上部分の解体を9月末を目途に完了させる予定です。また、建物周辺にあります樹木につきましても、老木、それから危険と思われる高木につきましても、伐採し、環境整備を行うこととしております。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。議案第39号は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認とすることに決しました。

---

### (一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第40号。平成29年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第40号。平成29年度沼田町一般会計補正予算について。平成29年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年4月27日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算第1号、1頁をお開き願いたいと思います。

平成29年度沼田町一般会計補正予算第1号。平成29年度沼田町の一般会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,160万6千円と定める。2項省略致します。平成29年4月27日提出、町長名でございます。今回提案の補正予算につきましては、今年秋のマイナンバー制度の本格運用に向けたシステム整備及び総合運用テストなどに係ります業務委託を補正提案するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁下段、歳出から説明させていただきます。2款総務費1項3目OA管理費13節委託料、160万6千円。社会保障・税制度システム整備業務委託料の増額補正でございますが、国保連合会システムや障害者福祉システムデータを中間サーバーにアップする業務と個人情報の使用履歴などがわかるマイナポータルなどの本格運用に向けた、総合運用テストに関わります委託業務の計上でございます。上段、歳入を説明させていただきます。11款地方交付税1項1目地方交付税134万5千円の増額であります。歳出でご説明申し上げましたマイナンバーシステムの整備に対します特定財源を充当してもなお、財源不足となる額134万5千円につきましては、地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金26万1千円の計上でございますが、システム整備業務に係ります委託料のうちから、マイナポータル総合運用テストに関わります対象経費に区分ごとの補助率をもって試算した補助金額26万1千円の計上でございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田議員）4月のこのタイミングでの補正予算ということになるんですが、マイナンバー制度が本格運用、秋にされることは、従前から決まっていた話であります。ということで、なぜこの時点で、当初予算に盛り込めないで、補正になったのかというご説明をいただきたい。

○議長（渡邊敏昭議長）他にありませんか。関連で。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。今のご指摘でございますが、このマイナンバー制度につきましては、高田議員ご指摘のとおり、今年の秋から本格運用ということで、ロードマップ的にも決まっていたところでございますが、昨年の秋ごろから、このマイナポータルの運用につきまして、あるいは中間サーバーへの副本のデータ移行でございますが、28年度の補正です、当初財源も付くかなという見込みもございまして、正直申し上げまして、28年度3月です、2か月前になります、その時点での補正も視野に入れた中で、予算化を考えていたところございました。しかしながら、3月に総務省でのロードマップの見直しがございまして、そのような中で、平成29年度予算にこの本格運用に対しますテスト経費26万1千円ほどでございますが、それが確定になったことからですね、29年度当初に盛り込まず、今回の補正になったというところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）6頁のこの管理費についている4,181万6千円のこの金額というのは、マイナンバーだけの金額ですか。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。目予算、3目のOA管理費4,181万6千円でございます。これにつきましては、マイナンバーのみならずですね、町



全体のOA管理、パソコンだとか、各種データの機器の整備、あるいは毎年のサポート等々に係りますですね、年間の経費でございます、今回の4,100万円がですね、マイナンバーに関わる経費ではございません。町全体のOAに係るものでございます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）全体の金額ですけど、マイナンバーだけ言うとどれだけかかっていますか。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）今年度で申し上げますとですね、基本的にはですね、昨年でいろんなデータ関係は整備はしてきたところでございます。ですので、常にマイナンバーカードの交付、希望される方には、交付なってることでございますので、ま、今年度新たな部分という部分ではですね、今回計上したものが、マイナンバーとしての経費となっております。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員

○10番（橋場守議員）確定申告なんかで、あの、税務署行きますと、マイナンバーを記入してくださいよ、っていうようなことが書かれてなんかしてますけどね、実際には、国税庁の方に聞いたりね、いろんなところ行っても、問い合わせると、強制ではない。と言って書かなくても、あの、書類を受け取るんですよ。特に、あの、民主商工会というところでは、一切書かないということを宣言して、税務署とも交渉してですね、しなくとも良いということでやってないんですよ。これによってね、実際には、あの、会社の人たちがね、自分の、あの、従業員のマイナンバー調べたり、相当のお金も掛かっているしね。おまけに、あの、郵送したなんかでもって、事故が起きているってゆうのが、話があります。ですから私は、これはやっぱり、やるべきでないと思うんで、是非ともね、あの、国から言われて、まだ、法律がきちっと確定してないのにね、既成事実として進めて行くっていうのは、また、間違いだと思うんで、この補正予算には反対いたします。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本案につい

て、採決いたします。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手8名)

○議長(渡邊敏昭議長) 挙手8名でございます。よって、本案は、挙手多数ということで、本案のとおり決しました。

---

(閉会宣言)

○議長(渡邊敏昭議長) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成29年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

13時38分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 渡邊敏昭

署名議員 大沼恒雄

署名議員 小峯 聡